

第3回ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合
議事次第

日時：平成23年7月5日（火）14時～

場所：農林水産省第2特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 市場調査及び漁業者に対する追加調査の結果について
- (2) 適正操業を確保するための措置について
- (3) 沖合底びき網漁業、いか釣り漁業、さんま棒受網漁業及び底はえ縄漁業の今漁期の取組について
- (4) 次回の会合について

3. 閉 会

検討チームの下で行われた市場に対する調査の概要

1 目的

日ソ地先沖合漁業協定（1984年発効）に基づくロシア連邦の200海里水域（以下「ロシア水域」という。）で操業していた北転船において、過去数年にわたりロシア政府から認められた漁獲枠を超えて漁獲していたことが明らかになったことから、ロシア水域における操業の適正化、特に漁獲量の適正な把握を図る観点から、ロシア水域に入漁している漁業の漁獲物を水揚げする主要港の市場に対して、仕切書の作成状況を中心に漁獲物の水揚げ・計量の実態等について調査を実施

2 調査実施主体 水産庁

3 調査対象 ロシア水域出漁漁業の主な水揚げ港の市場
〔落石漁業協同組合、歯舞漁業協同組合
根室漁業協同組合、釧路市漁業協同組合
釧路魚市場株式会社〕

4 調査の時期 2月23日～3月10日

5 調査の場所 北海道：釧路、根室

6 調査の方法

水産庁の調査員が市場業務の責任者から聞き取りを実施

7 調査結果

(1) 仕切書は、産地の荷受業者（市場）が作成し、荷受業者と漁業者の双方が保有するものである。

(2) 仕切書作成・配布の実態（参考に仕切書の見本を添付）

各市場とも、いずれの漁業についても漁獲物を販売後、販売数量及び金額等を記した仕切書を複数作成し、そのうちの一部を3日以内には郵送又は手渡しにより、漁業者に配布している。

仕切書は、販売された魚種、サイズ等の規格及び製品（内臓抜き、塩蔵等）別に作成されるため、水揚げされる魚種が多く、サイズにばらつきがある場合等には、多数の仕切書が作成される。

仕切書は電子媒体及び紙媒体で発行・保管されており、5市場中最大の市場でロシア水域で操業する漁業だけで年間2万枚を超える枚数が発行されている。

(3) 仕切書による漁獲量の把握

いずれの漁業についても、漁獲物の販売は全て市場を通して行われていた。

また、内臓抜き等の処理を行った漁獲物の場合、仕切書記載重量は原魚重量を下回ることとなるが、定められた換算計数を用いて原魚重量に割り戻すことが可能となっている。

- (4) 仕切書の保管期間
各市場とも3年以上、仕切書を保存している。
- (5) 市場における仕切書の操作の有無
各市場ともに、漁業者からの要請により仕切書を操作したことはないとの回答であった。
- (6) 仕切書以外のデータ
仕切書とは別に、市場における販売代金を漁業者に送金する際、入金伝票が作成されている。
- (7) 水揚港
漁業種類によっては航海毎に漁獲物を水揚げする港が異なる場合及び漁獲物を水揚げする港が多数に及ぶ場合がある。
- (8) 産地の荷受業者（市場）における検量の方法
市場及び魚種により異なるが概ね以下のとおりであった。
- | | |
|-------------------|--------------------|
| 北転船及び沖合底びき網漁船の漁獲物 | |
| スケトウダラ | トラック単位で計量 |
| スケトウダラ以外 | 箱（ケース）単位で計量 |
| サケ・マス | リヤカー単位で計量 |
| サンマ | トラック、タンク又は箱（ケース）単位 |
| 底はえ縄の漁獲物 | 箱（ケース）単位で計量 |

8 調査のまとめ

(1) 仕切書による漁獲量の確認

仕切書は、漁業者以外の第三者が作成する書類であって、販売数量が記載されていること、また、今回の調査対象漁業は、漁獲物の販売は全て市場を通して行われていることから、漁獲量を把握するための有効な手段と考えられ、市場に保存してある仕切書から漁獲量を確認する可能性があることが示された。

ただし、仕切書にはロシア水域と日本水域で漁獲された水域の区分はないことから、両水域を跨って操業する場合には、仕切書のみでロシア水域の漁獲量を確認することはできない。

また、一回の水揚げに対して多数の仕切書が発行される場合には、それらを過不足なく入手する必要がある。

なお、仕切書の信憑性については、入金伝票の販売代金から漁獲量を推定することで確認することが可能と考えられる。

(2) 水揚検査

いずれの漁業についても漁獲物の販売が全て市場を通して行われていること、販売数量・金額の算出のために水揚げごとに漁獲物を魚種別に検量することから、行政がこの検量作業に立ち会うことで、漁獲量を確認することができる。

ただし、ロシア水域と日本水域で漁獲された水域の区分がされて計量さ

れているわけではないことから、両水域を跨って操業した場合には、水揚検査のみでロシア水域の漁獲量を確認することはできない。

なお、水揚港が多数に及ぶ場合には漁獲量を確認するための人員を複数の港に多数配置する必要がある。更に、箱やリヤカー単位で計量される場合、計量数が多く、加えて箱の中身を一つずつ確認する必要があることから、水揚検査時の作業は非常に煩雑となる。

追加調査結果

【沖合底びき網漁業：青森】（6隻4人）

【ロシア側による漁獲量のチェック】

- ・入出域通報、漁獲日報及びVMSによる位置通報を義務付け。
- ・各船にロシア人が1名乗船し、ロシア水域での漁獲量等 操業規則の遵守を確認。
- ・チェックポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。

（注）同一航海で、ロシア許可に基づく操業と日本水域での操業の両方を行うことはない。
（ロシア水域はオッター、日本水域はかけ廻し）

1 ヒアリング結果

漁獲量の超過を認めた者： なし
ロシア人への金品の提供を認めた者： なし

2 操業日誌

操業日誌について、既に廃棄したとの理由で入手できず、漁獲量との突合はできなかった。
（注）操業日誌は、国内法令上、記載義務がない。

3 仕切書

青森の沖合底びき網漁船は、漁獲物を全て八戸魚市場で販売している。当該市場の仕切書により、航海毎の水揚げを集計したところ、ロシアの船別割当量を超過した船は認められず。
（注）釧路で水揚げしたものは八戸へ陸送して販売。

（参考）データ提出状況

| | 基礎データ記入票 | 仕切書 | 操業日誌 |
|-------|----------|-----|------|
| 5年分提出 | 0隻 | 0隻 | 0隻 |
| 4年分提出 | 0隻 | 0隻 | 0隻 |
| 3年分提出 | 4隻 | 4隻 | 0隻 |
| 2年分提出 | 2隻 | 2隻 | 0隻 |
| 1年分提出 | 0隻 | 0隻 | 0隻 |
| 提出なし | 0隻 | 0隻 | 6隻 |

4 調査担当者コメント

漁業者のコメントでは、超過漁獲はないとのことであった。また、仕切書においても超過漁獲を伺わせる証拠は認められなかった。
各船にロシア人が1名乗船している。

資料3

ロシア水域における漁業種類別漁獲割当量の推移

単位:トン

| 漁業種類 | 2006年 | | | 2007年 | | | 2008年 | | | 2009年 | | | 2010年 | | | 消化率 | |
|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|------------------|-------|
| | 割当量 | 漁獲実績 | 消化率 | 割当量 | 漁獲実績 | 消化率 | 割当量 | 漁獲実績 | 消化率 | 割当量 | 漁獲実績 | 消化率 | 割当量 | 漁獲実績 | 消化率 | 3年平均 (08~10年) | 5年平均 |
| 沖合底びき網漁業 | 6,433 | 4,600 | 71.5% | 6,024 | 4,189 | 69.5% | 5,210 | 4,055 | 77.8% | 5,210 | 3,421 | 65.7% | 5,064 | 1,998 | 39.5% | 61.2% | 65.4% |
| 底はえ縄漁業 | 1,849 | 1,557 | 84.2% | 1,679 | 1,408 | 83.9% | 1,735 | 1,403 | 80.9% | 1,735 | 1,432 | 82.5% | 1,870 | 1,615 | 86.4% | 83.3% | 83.6% |
| いか釣り漁業 | 8,600 | 7,298 | 84.9% | 8,600 | 2,148 | 25.0% | 8,600 | 729 | 8.5% | 8,600 | 1,036 | 12.0% | 8,060 | 4,846 | 60.1% | 26.2% | 37.8% |
| さんま棒受け網漁業 | 36,145 | 30,561 | 84.6% | 36,145 | 13,575 | 37.6% | 36,145 | 16,054 | 44.4% | 36,145 | 12,972 | 35.9% | 36,327 | 18,259 | 50.3% | 43.5% | 50.5% |
| 中型さけ・ます流し網漁業 | 3,450 | 3,328 | 96.5% | 5,775 | 4,876 | 84.4% | 5,775 | 5,079 | 87.9% | 4,480 | 4,183 | 93.4% | 5,840 | 5,392 | 92.3% | 91.0% | 90.3% |
| 小型さけ・ます流し網漁業 | 5,220 | 4,898 | 93.8% | 4,500 | 3,065 | 68.1% | 3,960 | 3,190 | 80.6% | 2,400 | 1,713 | 71.4% | 2,607 | 2,103 | 80.7% | 78.1% | 80.1% |

注) 北転船への割当量(追加枠含む)は、2006年9,498トン、2007年4,873トン、2008年7,153トン、2009年6,443トン、2010年8,960トン、漁獲実績は調査中のため除いている。

ロシア水域における魚種別漁獲割当量の推移

1. 地先沖合交渉対象魚種(北転船分除く)

単位:トン

| 魚種 | 2006年 | | | 2007年 | | | 2008年 | | | 2009年 | | | 2010年 | | |
|-----------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 相互入漁 | 有償入漁 | 消化率*2 | 相互入漁 | 有償入漁 | 消化率 | 相互入漁 | 有償入漁 | 消化率 | 相互入漁 | 有償入漁 | 消化率 | 相互入漁 | 有償入漁 | 消化率 |
| すけとうだら | 240 | 3,200 | 74.4% | 240 | 3,000 | 77.7% | 288 | 3,000 | 84.3% | 288 | 3,000 | 71.5% | 288 | 3,000 | 44.3% |
| かれい | 47 | 450 | 55.9% | 47 | 450 | 56.7% | 47 | 450 | 66.8% | 47 | 450 | 61.4% | 62 | 450 | 45.9% |
| めぬけ*1 | 6 | 173 | 35.8% | 6 | 164 | 37.1% | 14 | 165 | 53.6% | 14 | 165 | 46.9% | 14 | 134 | 42.6% |
| まだら | 521 | 190 | 89.7% | 521 | 190 | 91.6% | 521 | 190 | 85.7% | 521 | 190 | 82.4% | 521 | 190 | 71.4% |
| こまい | — | 1,000 | 93.1% | — | 1,000 | 71.9% | — | 165 | 93.9% | — | 165 | 69.7% | — | 250 | 40.8% |
| さんま | 35,500 | — | 86.1% | 35,500 | — | 38.2% | 35,500 | — | 45.2% | 35,500 | — | 36.5% | 35,500 | — | 51.4% |
| ほっけ・あいなめ類 | 369 | 320 | 83.9% | 219 | 320 | 80.7% | 219 | 320 | 84.2% | 219 | 320 | 72.7% | 219 | 320 | 62.9% |
| いか | 9,145 | 960 | 77.6% | 9,145 | 760 | 25.2% | 9,145 | 760 | 12.0% | 9,145 | 760 | 14.9% | 8,687 | 580 | 54.7% |
| たこ | 43 | 50 | 65.6% | 43 | 50 | 62.4% | 43 | 50 | 69.9% | 43 | 50 | 66.7% | 4 | 20 | 45.8% |
| かじか類 | 389 | 70 | 68.2% | 389 | 70 | 73.4% | 389 | 70 | 73.2% | 389 | 70 | 72.5% | 449 | 70 | 75.9% |
| かすべ | 234 | 20 | 74.4% | 214 | 20 | 76.9% | 214 | 40 | 70.5% | 214 | 40 | 74.8% | 313 | 40 | 81.3% |
| かたぐいいわし | 100 | — | 1.0% | 100 | — | 0.0% | 100 | — | 0.0% | 100 | — | 0.0% | 200 | — | 0.0% |
| えび | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 10 | 0.0% |
| 計 | 46,594 | 6,433 | 83.0% | 46,424 | 6,024 | 40.6% | 46,480 | 5,210 | 43.0% | 46,480 | 5,210 | 36.5% | 46,257 | 5,064 | 52.1% |

*1 きちじ含む

*2 相互、有償の合計値に対する値である

注)北転船へのすけとうだらの割当量(追加枠含む)は、2006年9,214トン、2007年4,464トン、2008年5,964トン、2009年5,364トン、2010年7,664トン。

2. さげます交渉対象魚種(ロシア水域分)

単位:トン

| 魚種 | 2006年 | | 2007年 | | 2008年 | | 2009年 | | 2010年 | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 漁獲割当量 | 消化率 | 漁獲割当量 | 消化率 | 漁獲割当量 | 消化率 | 漁獲割当量 | 消化率 | 漁獲割当量 | 消化率 |
| べにざげ | 2,990 | 94.9% | 2,989 | 89.5% | 3,000 | 85.1% | 3,000 | 91.1% | 3,000 | 94.5% |
| しろざげ | 5,241 | 96.7% | 6,949 | 72.9% | 6,339 | 86.5% | 3,591 | 83.3% | 5,109 | 88.3% |
| からふとます | 221 | 69.2% | 167 | 55.1% | 219 | 59.5% | 155 | 61.4% | 180 | 37.6% |
| ざんざげ | 87 | 78.2% | 76 | 66.1% | 85 | 50.7% | 64 | 56.8% | 75 | 43.3% |
| ますのすけ | 131 | 74.8% | 95 | 64.4% | 93 | 61.6% | 70 | 56.5% | 84 | 59.5% |
| 計 | 8,670 | 94.9% | 10,275 | 77.3% | 9,735 | 85.0% | 6,880 | 85.7% | 8,447 | 88.7% |

再発防止策の検討（案）

| | 対 策 | 効 果 | 課 題 |
|---|-------------------|--|--|
| 1 | 水揚検査の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船ごとと航海ごとの正確な水揚量について、監督官の目視等により操業日誌等の漁獲量と突合・検証することが可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水揚検査には多数の人員が必要（特に水揚げ回数が多い場合等）。 ・ 日口両水域で跨ぎ操業する漁業では効果に限界。 |
| 2 | 操業日誌の記載、保持及び提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水揚検査に際し、操業日誌記載の漁獲量と水揚量との突合・検証が可能となるとともに、後日の検証も可能。 特に、跨ぎ操業するものについては、ロシア水域と我が国水域双方についての記載があれば水揚検査への活用が可能となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間にわたり操業日誌を保管することによる漁業者の物理的負担。 |
| 3 | ロシアに提出した漁獲量報告書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア水域と我が国水域の跨ぎ操業をする漁業種類について、水揚検査に活用。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結局、操業日誌と同内容となり、漁業者にとり二重の負担。 |
| 4 | 市場仕切書の保管及び提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者以外の第三者が作成した資料であり漁獲量の確認方法として有効。 ・ 作成のタイミングから水揚検査時に活用できる可能性は低い、過去に遡って行う検証に有効。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚種規格ごとに同仕切書は作成されることから、多種の魚種・製品を水揚げする漁業にとって保管に係る物理的負担は大きい。 ・ 保存義務導入に当たっては、適正な期間の設定が必要。 ・ 荷受業者等に保存義務を課す場合も同様の課題。 ・ 跨ぎ操業については水域が区別されておらず検証に使えない。 |

| | | | |
|---|------------------------|---|---|
| 5 | 違法漁獲物の所持、販売、譲り受け等の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の操業責任者、漁業者のみならず、違法漁獲物を買受ける荷受業者等へも規制がかかることから、違反の再発防止に効果。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法漁獲物がどうかの判別が困難（ミニマグロ等では、タグを装着。）。 |
| 6 | VMS（船舶位置測定システム）による位置報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 船位がリアルタイムに把握できるところから、円滑な検査や跨ぎ操業を行う漁業の操業日誌等の検証に効果。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設置のシステムは通信頻度が低い（23年度開発される新たなVMSシステムの場合、操業の有無が把握可能となる予定。）。 ・ システム設置、通信料等にかかる漁業者の経費負担。管理等に係る水産庁の体制整備。 |

ロシア側による漁獲量のチェック(2010年(平成22年))

| 漁業種類 取締事項 | 北転船 | 沖合底びき網 | さげ・ます | | さんま | いか釣り | 底はえ縄 |
|--------------|--|--------------|----------------------------|----|----------------------------|---|--|
| | | | 中型 | 小型 | | | |
| 共通事項 | 入出域通報、漁獲VMSによる位置通報を義務付け チェックポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認 | | | | | | |
| | ロシア公務員の派遣方法 | 各船にロシア人が1名乗船 | 日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が3名程度乗船 | 同左 | 日本側が用意した監督官船13隻にロシア人17名が乗船 | 日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が3名乗船、また、ロシア操業船4隻のうち5隻にロシア人が乗船 | ・30トン以上船(6隻)については、各船にロシア人が1名乗船 ・30トン未満船(14隻)については日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が2名乗船 |

ロシア水域で操業する各漁業種類の特徴

| | 北転船 | 沖合底びき網 | さけ・ます | | さんま | いか釣り | 底はえ縄 |
|--------------------------------|--------|----------|-------|------|--------|---------|------|
| | | | 中型 | 小型 | | | |
| ①漁期あたり延べ水揚げ回数 | 20～25回 | 150～200回 | 60回 | 120回 | 2,000回 | 90～130回 | 320回 |
| ②漁獲割当消化率 (過去3年(平成20～22年)平均) | — | 61% | 91% | 78% | 44% | 26% | 83% |
| ③日口両水域に跨った操業 | × | ○/× | × | × | ○ | ○ | × |

注) さけ・ます漁業については、平成14年以降、北転船については、平成22年に水揚げ検査を実施。

沖合底びき網漁業等の管理措置について（案）

1. 沖合底びき網漁業

| | 項目 | 内容 |
|---|------------------|--|
| 1 | 操業日誌の記載及び保持の義務付け | ○操業日誌の記載及び保持を義務付け。 |
| 2 | 操業日誌の保管義務 | ○操業日誌の保管（漁期終了後3年程度）を義務付け。 |
| 3 | 操業位置の確認 | ○VMSを一斉更新時に義務化。 ○VMSの導入が行われるまでの間、GPSの航跡記録の保持義務（前航海の航跡記録を次の出港までの間保管）付けを検討。 |
| 4 | 水揚げ検査 | ○ロシア操業期間中、適宜水揚げ検査を実施。 |

2. さんま棒受網漁業（含む小型さんま漁業）

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------|--|
| 1 | 操業日誌の保管義務 | ○操業日誌の保管（漁期終了後3年程度）を義務付け。 |
| 2 | 操業位置の確認 | ○GPSの航跡記録の保持義務（前航海の航跡記録を次の出港までの間保管）付けを一斉更新に向け検討。 |
| 3 | 水揚げ検査 | ○ロシア操業期間中、適宜水揚げ検査を実施。 |

3. いか釣り漁業

| | 項目 | 内容 |
|---|------------------|---------------------------|
| 1 | 操業日誌の記載及び保持の義務付け | ○操業日誌の記載及び保持を義務付け。 |
| 2 | 操業日誌の保管義務 | ○操業日誌の保管（漁期終了後3年程度）を義務付け。 |

4. 底はえ縄漁業

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 操業日誌の保管義務 | ○操業日誌の保管（漁期終了後3年程度）を義務付け。 |
| 2 | 水揚げ検査 | ○ロシア操業期間中、適宜水揚げ検査を実施。 |

「第2回ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合」
議事概要

日 時：平成23年3月4日（金）14:00～15:50

場 所：農林水産省第2特別会議室

出席者：

（水産庁）宮原次長（座長）、江口資源管理部長、内海管理課長、花房遠洋課長、長谷沿岸沖合課長、山本国際課長、森企画課長、佐藤北海道漁業調整事務所長、佐々木仙台漁業調整事務所長

（北海道）山崎水産局長

（外部アドバイザー）廣吉委員、飯野委員、中村委員

議 題：（1）ロシア水域における操業状況に関する調査の結果について
（2）適正操業を確保するための措置について

調査結果の説明の後、今後どのような対策をとる必要があるかについても議論がなされた。その際、外部アドバイザーの方々から以下の発言があった。

- ① 現在、操業日誌等の保存が義務付けられておらず、調査の際に関係書類を手に入れることが困難であったことから、今後、ロシア水域で操業する場合には操業日誌等の保存を義務化する必要があるのではないか。
- ② ロシア水域での操業のため、一義的には、ロシア側が漁獲量管理を徹底する必要がある。その上で、既にロシア側がチェックポイント、各船に乗船するオブザーバー及び指揮船等、漁獲量をチェックする仕組みをもっており、それらの情報について、日本側としてもロシア側と情報を交換する等、お互いに協力することが重要なのではないか。
- ③ 水揚げ検査については、人員とコストがかかるものであり、費用対効果を考える必要があるのではないか。例えば、いか釣り漁業については、ロシアの漁獲割当量の2割程度しか漁獲しておらず、量的違反をする動機が伺えない。このため、それぞれの漁業の状況に応じて、検査体制を考えてはどうか。

議 題：（3）次回の会合について

次回会合では、市場調査の結果についても報告し、この結果も踏まえて、今後、具体的に何をすべきか議論することとなった。次回は公開により3月半ば（15日）頃開催すべく調整していくこととなった。

－以 上－